

# IASB 情報要請「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』、IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』及び IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」に対する回答

ASBJ 専門研究員 やまざわ しんご  
山澤 伸吾

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）が 2020 年 12 月に情報要請した「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』、IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』及び IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）に対して、2021 年 5 月に回答を提出している。

## 本情報要請の概要

本情報要請は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」（以下「IFRS 第 11 号」という。）及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」（以下「IFRS 第 12 号」という。）について IASB が実施する適用後レビュー（以下「PIR」という。）の一環として公表された。

PIR は 2 つのフェーズで構成される。フェーズ 1 では、検討すべき主要な事項を識別して評価を行い、当該結果を情報要請として公表した上で、市場関係者からコメントを求める。フェーズ 2 では、情報要請に寄せられたコメントやアウトリーチなど他の協議活動を通じて収集した情報に基づき、IASB が審議を行う。IASB は審議を完了した時点で発見事項を要約し、レビューの結果としてどのような手順を行う計画であるかを提示することとされている。

本情報要請は、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用上の課題及び財務諸表利用者には提供される情報の有用性に関して、フェーズ 1 において検討すべきと識別された事項について IASB がコメントを募集したものである。

## コメント・レターの概要

本情報要請に対するコメント・レターの作成にあたっては、IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用についての経験に関するフィードバックを得るために、利用者、作成者、監査人に対してアウトリーチを行った。

当委員会事務局によるアウトリーチにおいて受け取った主要なメッセージと当委員会のコメントは、以下のとおりである。

### (1) IFRS 第 10 号

アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、全体として支配の評価について、現在の IFRS 第 10 号を修正する必要がある問題は聞かれなかった。

それに対して、支配喪失時に保有持分を公正価値で再測定するという IFRS 第 10 号の要求事項に関して、複数の利用者は、既存の持分を公正価値で売却し、持分を再取得したかのような取引の擬制は、経済的実態と乖離していると述べていた。作成者の間においては異なる意見が聞かれており、ある作成者からは、支配を喪失して関与が変化した場合には保有持分を再測定することにより目的適合性のある情報を提供するという意見が聞かれたが、別の作成者からは、投資の性質が変わったかのごとく保有持分を公正価値で測定することは目的適合性のある情報を提供しないという意見が聞かれた。

#### (2) IFRS 第 11 号

アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、共同支配の取決めの分類や共同支配事業の会計処理について、全体として現在の IFRS 第 11 号を修正する必要がある問題は聞かれなかった。

#### (3) IFRS 第 12 号

アウトリーチを行った利用者からは、現行の開示要求に追加して、持分法適用会社からの受取配当金総額などの情報を要望する意見が聞かれた。一方、アウトリーチを行ったほとんどの作成者からは、現行の開示要求に関して、非連結の組成された企業への関与に関する開示などにおいて、コストに比して情報の有用性については疑問があるという意見が聞かれた。

#### (4) 持分法会計

持分法会計については本情報要請の対象に含まれていないが、本情報要請の対象である IFRS 第 11 号に従って投資先が共同支配企業に分類された場合には持分法が適用されることから、当委員会事務局は持分法会計についての関係者の見解も入手した。

当委員会事務局がアウトリーチを行った多くの関係者は、現行の持分法会計に関するガイダンスの大きな変更を望んでいないものの、当該ガイダンスが、持分法会計の性質について一行連結か測定技法かという概念的な基礎を提供していないために、現行のガイダンスにおいて解決されていないと考えられる持分法会計の実務上の論点があることを強調した。

当委員会は、持分法会計は一行連結と測定技法の側面を有しているにもかかわらず、どのような場合にどちらの側面を重視すべきかが明らかでないために、多くの実務上の論点が生じていると考えている。したがって、当委員会は、実務上の論点を解決するために、持分法会計が適用される投資について、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定技法の側面を重視すべきかを明確にする原則を開発するためのプロジェクトに IASB は取り組むべきと考える。